

国内の独立リーグに関する取扱要領

日本野球連盟では、国内に存在する独立リーグ及び傘下球団（以下「独立リーグ」とする。）について、今後は以下のとおり取り扱うこととする。

1. 独立リーグは、登録規程第10条の規定に定義されるプロ野球とみなす。
2. 独立リーグ経験者の競技者登録は、登録規程第11条の規定を準用するものとする。ただし、同第2項の規定は独立リーグ退団者には適用しないものとする。
3. 前項の規定にもかかわらず、独立リーグ球団を退団した翌年度（シーズン）については、競技者登録を認めないものとする。ただし、一般社団法人日本独立リーグ野球機構に属する球団の退団者には適用しない。
4. 加盟チームに競技者登録している競技者が独立リーグと契約しようとする場合、以下のとおりとする。
 - (1) 大学（短期大学を含む。以下同じ。）、専修学校、各種学校、高等学校及び中学校を卒業又は中途退学し新規に登録した者は、登録後、次の期間、独立リーグと選手契約を締結することはできない。
 - (ア) 大学、専修学校及び各種学校を卒業又は中途退学した者は2年（シーズン）
 - (イ) 高等学校を卒業又は中途退学した者及び中学校を卒業した者は3年（シーズン）。ただし、前記の者のうち、卒業または中退後、1年（シーズン）以上経過した後に登録したものは2年（シーズン）
 - (2) (1)の定めにかかわらず、登録規程第11条の規定に基づく該当者については、登録後2年（シーズン）の間、独立リーグと選手契約を締結することはできない。
 - (3) (1)の定めにかかわらず、登録規程第7条の規定に基づく該当者については、次のとおりとする。
 - (ア) 制限期間は、在学中の登録年数は通算せず、卒業後（中途退学を含む。）の加盟チーム在籍期間とする。
 - (イ) 卒業年次の競技者については、前項の規定は適用しない。
 - (4) 加盟チームの解散に伴い競技者登録を抹消した者及び活動休止期間中の競技者については(1)及び(2)、(3)の定めは適用しない。
 - (5) 所属しているチームの代表者が独立リーグとの契約を承認する書面を発行している場合については、(1)及び(2)、(3)の定めは適用しない。
5. 加盟チームに競技者登録している競技者が独立リーグが行う入団テストに参加する場合、事前に所属しているチームの代表者の承諾を得なければならないものとする。
6. 独立リーグ所属球団と交流試合については、登録規程第14条を適用するが、同第4項については当該リーグとの協定書による合意に基づくものとし、協定書が交わされていないリーグに所属するチームに対しては適用されないものとする。
7. この取扱要領により難しい場合は、常務理事会で協議し決定するものとする。
8. この取扱要領は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

1. この取扱要領は、2013年3月1日から施行する。
2. この取扱要領は、2013年10月28日から施行する。
3. この取扱要領は、2014年11月1日から施行する。

【参考】 登録規程 抜粋

(プロ野球及びプロ野球経験者の定義)

第10条 プロ野球とは、国内外のプロ野球組織及び構成球団をいう。

2 プロ野球経験者とは、前項の定義によるプロ野球に関係した者をいう。

3 プロ野球経験者をプロ野球選手等経験者とプロ野球役員等経験者に分け、その範囲は次のとおりとする。

(1) プロ野球選手等経験者とは、前項の団体のうち球団の監督、コーチ及び選手であった者。

(2) プロ野球役員等経験者とは、前項の団体の役員、審判員、記録員、統計員、スカウト及びマネージャーであった者。ただし、プロ野球選手等経験者であった者は、前号の規定によるものとする。

(プロ野球経験者の登録)

第11条 プロ野球経験者は、次の各号の一に該当する場合は競技者として登録することができる。

(1) プロ野球役員等経験者である。

(2) 最終所属球団より自由契約証明書の交付を受けているプロ野球選手等経験者

2 前項第2号の規定による競技者のうち、日本プロフェッショナル野球組織構成球団の選手経験者を競技者(選手)として登録する場合は、1チーム3名以内とする。ただし、第12条により登録した「競技者(選手)」が別にいる場合、合わせて4名を超えないものとする。

(外国人の競技者登録)

第12条 外国人(日本国籍を持たないもの)の競技者登録について以下のとおり定める。

ただし、次の各号の一に該当するものは除く(日本国籍を持つものと同様に扱う)ものとする。

(1) 日本に通算5年以上居住しているもの

(2) 日本の中学校、高校、大学のいずれかを卒業または3年以上在籍したもの

2 在留資格認定証明書または外国人登録証明書の交付を受けている外国人は競技者として登録することができる。

3 前項の規程による競技者のうち、加盟チームを構成する選手(以下「競技者(選手)」という)は、1チーム3名以内とする。ただし、第11条により登録した「競技者(選手)」が別にいる場合、合わせて4名を超えないものとする。